

厚生労働大臣の定める揭示事項

病院は、厚生労働大臣が定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です

入院時食事療養について

当病院は、入院時食事療養費（I）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（朝食：午前8時、昼食：午後0時、夕食：午後6時）、適温で提供しています。

入院時食事療養費の標準負担額について（1食につき）

70歳未満の方			標準負担額	70歳以上の方			標準負担額
一般（住民税課税世帯）			1食510円	一般（住民税課税世帯）			1食510円
住民税非課税世帯	過去12ヶ月の入院日数	90日以下	1食240円	住民税非課税世帯（低所得者Ⅱ）	過去12ヶ月の入院日数	90日以下	1食240円
		91日以上	1食190円			91日以上	1食190円
				住民税非課税世帯（低所得Ⅰ）			1食110円

診療明細書について

当病院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書をすべての方に無料で発行しています。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行することと致しました。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

入院期間が180日を超える場合の費用の徴収

同じ症状による通算のご入院が180日を超えた日からの入院が選定療養対象となり、金額（1日につき2,717円）は特定療養費として患者さんの負担となります。